

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省保険局国民健康保険課）

制 度 名	国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化											
税 目	法人税											
要 望 の 内 容	<p>国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要があるところ、その財源は審査支払業務等に係る委託手数料から積み立てる必要があるが、審査支払業務等は課税対象であるため、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達しにくい構造になっている。</p> <p>そこで、審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。</p> <table border="1" data-bbox="887 792 1476 963"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改正増減収額）	（ —	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 国保連合会においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要がある。</p> <p>※ 平成 29 年 7 月に策定された「支払基金業務効率化・高度化計画・改革工程表」（厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金）において、「国民健康保険団体連合会においても同時並行的に支払基金の改革と整合的かつ連携して取組みを進める」とされており、これに基づき、審査業務のさらなる高度化・効率化に取り組むための原資を、柔軟かつ迅速に調達する必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること  (施策大目標) 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること  (施策目標) 3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること
		政策の達成目標	国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成31年4月1日からの恒久措置
		同上の期間中の達成目標	国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
	有 効 性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相 当 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	